

様式第1号（第3関係）（縦55mm、横91mm）

（表面）

<b>静岡県耐震診断補強相談士登録証</b>	
認定番号	
氏名	
生年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
上記のものは静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱に基づき相談士として認定したものであることを証する。	
年 月 日	静岡県知事
	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>

（裏面）

<b>備考</b>
静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱抜粋
第7 相談士の任務
(1) 相談士は、プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業において、（中略）木造の既存住宅に係る耐震診断、耐震相談、補強計画の策定又は耐震改修等の業務を行う。
(2) 相談士は、前号の任務のために住宅、住宅の敷地又は住宅の工事現場に立ち入る場合においては、登録証を携帯するものとする。
第8 相談士の責務
(1) 第7(1)の任務の際に知り得た家屋の情報や調査した資料等を他に漏らしてはならない。
(2) 相談士であることを自覚し、公序良俗に反することなく謙虚に誠意を持って対応し、業務を履行すること。
(3) 相談士は、前号に違背しない範囲において、既存木造住宅の耐震化の促進に努めること。